

副

第 23 回黒潮町議会 6 月定例会会議録

令和 4 年 6 月 10 日 開会

令和 4 年 6 月 17 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6 月 10 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
6 月 11 日	土	休 会	休 会
6 月 12 日	日	休 会	休 会
6 月 13 日	月	休 会	委員会
6 月 14 日	火	休 会	委員会
6 月 15 日	水	本会議	一般質問
6 月 16 日	木	本会議	一般質問
6 月 17 日	金	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質 疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 56 号

令和 4 年 6 月第 23 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 6 月 3 日

黒潮町長 松 本 敏 郎

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 令和 4 年 6 月 10 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和4年6月10日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1 番	中 島 一 郎	2 番	池 内 弘 道	3 番	浅 野 修 一
4 番	宮 川 徳 光	5 番	濱 村 美 香	6 番	山 本 久 夫
7 番	矢 野 依 伸	8 番	矢 野 昭 三	9 番	山 崎 正 男
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	宮 地 葉 子	12 番	小 永 正 裕
13 番	澳 本 哲 也	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	徳 廣 誠 司
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	宮 川 智 明
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	渡 邊 健 心
まちづくり課長	金 子 伸	産 業 推 進 室	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 和 彦
建 設 課 長	河 村 孝 宏	会 計 管 理 者	宮 地 美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之
教 育 次 長	清 水 幸 賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あ ゆ み

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

13 番 澳 本 哲 也

1 番 中 島 一 郎

令和4年6月第23回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和4年6月10日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第6号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第10号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第1号から第5号まで及び第7号から第9号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例）
議案第 4 号	黒潮町事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例の制定について
議案第 5 号	黒潮町人権教育推進計画策定委員会設置条例の制定について
議案第 6 号	令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 7 号	令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 8 号	令和 4 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について
議案第 9 号	令和 4 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算について
議案第 10 号	監査委員の選任について

議 事 の 経 過

令和4年6月10日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

ただ今から、令和4年6月第23回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。

初めに、報告第1号から7号までが町長から、報告第8号および9号は監査委員から提出されました。

議席に配布しておりますので、ご確認ください。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配布しております文書表のとおりです。

陳情第28号を産業建設厚生常任委員会に、陳情第29号から31号までを総務教育常任委員会に付託します。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で、議長の行動報告につきましては、議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和4年6月第23回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。提案させていただきます議案につきましては、慎重なご審議と適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、3月議会定例会以降の主なものについて、行政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策とワクチン接種につきまして、報告させていただきます。

県内の感染者数は、5月の連休の人出の増加を受け、感染者数自体も増加をしておりましたが、ここ1週間を見ますと100人を下る日も見受けられております。

クラスターにつきましては、5月は、保育所などの乳幼児施設や、小学校、中学校などでのクラスターが相次ぎ、若い年代での感染が継続しておりました。ここ最近では、病院や高齢者施設内でのクラスターも多く報告されるようになっております。

しかしながら、県が最も重視しております病床の占有率につきましては、6月8日時点で10.7パーセントとなっており、県内では落ち着いております。

一方、幡多福祉保健所管内は、県内の感染者数の3割から5割を占める状況が続いており、市中感染や病院などの施設内感染が多い状態が続いているため、県は、幡多福祉保健所管内の病院や入所型福祉施設などの職員等を対象としてPCR検査キットの配布を行うなど、クラスター対策を急いでおります。

本町におきましても、5月以降、感染が確認されない日が数日あるものの、連日、陽性者が確認され続けております。

町と致しましては、引き続き町民の皆さまに感染防止対策の継続をお願いしたく、告知端末の放送による啓発やLINE やホームページを使った啓発等に努めております。

国からは、熱中症予防の観点からマスクの着用についての緩和策が示されたところでございますが、基本的な感染予防対策の継続はこれまでと変わっておらず、今後も、十分な距離が確保されていない場合や会話が多くなる室内など、感染のリスクが高くなる場合にはマスクの着用が推奨されておりますので、引き続きご協力をお願い致します。

もう一つの感染防止対策として実施しておりますワクチン接種につきましては、5月30日現在で、初回接種いわゆる1、2回目の接種が終了した方のうち、12歳以上の人数は8,900人、率にして89.9パーセントとなっております。さらに、初回接種を終了した方のうち、3回目の接種が終了した方は7,517人、率にして84.5パーセントとなっており、接種を希望する方の多くに接種することができているものと考えております。

また、町と致しましては、現在、4回目のワクチン接種の準備を進めております。対象者には、これまで同様に接種の希望を取るための案内文書を送付致しますので、指定された方法で申し込みをお願い致したいと考えております。

引き続き、ワクチン接種を希望される方に対し、早期に安全に接種していただけるよう、調整を行ってまいります。

次に、令和3年度普通会計等の決算見込みの概要について、ご報告致します。

令和3年度の一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計、情報センター事業特別会計の合算である普通会計の決算につきましては、コロナ対応における積極予算の中でも国のコロナ交付金等を最大限活用し、財政健全化に努めた結果、歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支が約5億4,000万円となる見込みで、このうち、繰越財源の約2億1,700万円を差し引いた実質収支は3億2,900万円程度の黒字となる見込みでございます。

しかしながら、実質収支は黒字ではありますが、普通会計におきまして、財源調整のための減債基金7,000万円を含む基金繰入金が約3億円となっており、預貯金の取り崩しを行った上での黒字となっているのが令和3年度の決算の実情でございます。

また、国民健康保険事業特別会計を含む全ての特別会計においても、黒字決算となる見込みでございます。

令和4年度においても、感染予防の継続した対策を行いながら、アフターコロナの時代を見据えた反転攻勢施策の充実を図らなければなりません。

今後の経済活動の正常化を図るためには、各種施策の推進が必要不可欠ではありますが、一方では赤字財政とならないよう財政健全化にも努め、慎重な財政運営を心掛けていかなければならないと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番 奥本哲也君、および1番 中島一郎君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月17日までの8日間に決定致しました。

日程第3、議案第6号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは、令和4年6月第23回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきましてご説明致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第10号、監査委員の選任についてまでの10議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の改正に関する専決処分の承認が3件、条例の制定が2件、補正予算が4件、人事案件が1件となっております。

そのうち、議案第6号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に、歳入歳出それぞれ1,545万5,000円を追加し、歳入歳出総額を107億6,545万5,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、民生費において、国のコロナ禍における支援措置の強化対策として、新型コロナウイルス感染症の影響による低所得の子育て世代に対する給付金事業のうち、町が実施主体となる給付金事業を補正予算で計上しております。児童1人当たり一律5万円を支給する、子育て世帯生活支援特別給付金、およびその事務経費1,545万5,000円の追加でございます。

これらの歳出に対応するための歳入は全額国庫補助金となりますが、収支の調整を財政調整基金の繰り入れで行っております。

提案説明は以上となりますが、この後、副町長に補足説明をさせますので、慎重なご審議とともに適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長(小松孝年君)

副町長。

副町長(西村康浩君)

それでは、議案第6号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を致します。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算補正第1号は、第1条により、既決の予算に、歳入歳出それぞれ1,545万5,000円を追加し、総額をそれぞれ107億6,545万5,000円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。13ページをお開きください。

3款3項2目、児童措置費1,545万5,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございます。

支給対象者は児童扶養手当の受給者等で、ひとり親世帯には高知県が直接支給を行うこととなっておりますが、それ以外の住民税非課税の子育て世帯につきましては、黒潮町の予算におきまして児童1人当た

り、一律5万円を支給するものでございます。

1 節報酬から、14 ページ、13 節使用料及び賃借料までの経費につきましては、会計年度任用職員等に対する経費およびシステム構築経費など、事務費を計上しております。

同ページ、18 節負担金補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金 900 万円につきましては、給付対象と致しまして 180 人の想定をしております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。12 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

まず、15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 900 万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 668 万 1,000 円の追加は、歳出の給付金および事務経費の 100 パーセント補助となっております。

続きまして、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金の減額は、本事業における会計年度任用職員の雇用経費のうち、当初予算にて計上した会計年度任用職員の共済費負担額に子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金を充当するため、財政調整基金の減額を行うものでございます。

歳入の説明は、以上で終わります。

以上で、議案第 6 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なし

ますので、ご了承をお願いします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第10号、監査委員の選任についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第10号、監査委員の選任について説明させていただきます。

皆さまもご存じのとおり、本年4月、酒井益利監査委員がご逝去されました。謹んで哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈り致します。

酒井益利氏につきましては、平成27年10月1日から長きにわたり、監査委員として務めていただいております。これまでご尽力いただきましたことに対し、改めまして感謝の意を申し上げます。

酒井益利監査委員の後任と致しまして、四万十市佐岡600番地2、松田博和（まつだひろかず）氏を、令和4年6月10日から令和8年6月9日まで任期とし選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

松田氏は、昭和28年3月29日生まれで、人望も厚く、行政職員としての経験も豊富であり、地方公共団体の財政管理や行政運営等に関し、優れた識見を有する方でございます。

今、地方は多くの課題を抱え、大変厳しい時代を迎えております。そういった状況におきまして、監査委員の役割はますます重要度を増しており、松田氏が適任であると判断致しましたので、今回ご提案をさせていただきます。

選任につきましてご賛同くださいますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案は人事案件です。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり松田博和（まつだひろかず）君を選任することに、同意する方の起立を求め、起立されない方については、同意しないものと見なしますのでご了承をお願いします。

本案は原案のとおり選任することに同意される方は起立願います。

起立全員です。

従って、議案第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第 5、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）から、議案第 5 号、黒潮町人権教育推進計画策定委員会設置条例の制定についてまで、および議案第 7 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算についてから、議案第 9 号、令和 4 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第 5 号、黒潮町人権教育推進計画策定委員会設置条例の制定についてまで、および議案第 7 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算についてから、議案第 9 号、令和 4 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

まず、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、法律改正に伴う項のずれを反映させるための改正や、関係法令の改正に伴う固定資産課税台帳の閲覧の手数料に関する規定、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定、固定資産税の特例に関する規程等につきまして、黒潮町税条例の一部を改正することが必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条例第 3 項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、説明させていただきます。

この専決処分につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和 4 年 2 月 18 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、課税限度額の改正および保健税の減免対象期間の延長等につきまして、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正することが必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条例第 3 項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、説明させていただきます。

この専決処分につきましては、厚生労働省からの、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる介護保険の第 1 号保険料の令和 4 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取り扱いについての通知により財政支援が延長されることに伴い、黒潮町介護保険条例の一部を改正することが必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条例第 3 項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 4 号、黒潮町事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例の制定について、説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、南海トラフ地震等の発災後に、町が速やかに復興まちづくりに着手できるように、黒潮町事前復興まちづくり計画を策定するため、委員会設置条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第 5 号、黒潮町人権教育推進計画策定委員会設置条例の制定について、説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、本年度、第 2 期黒潮町人権教育推進計画の中間年となるため、黒潮町

人権教育推進計画策定委員会を設置し、計画の検証および見直しを行う必要があるため、委員会設置条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第7号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に、歳入歳出それぞれ4,711万9,000円を追加し、歳入歳出総額を108億1,257万4,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、農林水産業費において、農業集落排水事業特別会計繰出金1,140万円の減額、商工費において、産業振興推進総合支援事業費補助金65万6,000円の追加、教育費において、南郷小学校校舎および屋外運動場の長寿命化改良工事に係る経費5,786万3,000円の追加を計上しております。

これらの歳出に対応するための歳入は、それぞれ国や県の補助金、町費を活用し、一般財源分は財政調整基金の繰り入れにより収支の調整を行っております。

次に、議案第8号、令和4年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、当初予算に計上しております公営企業会計への移行業務の委託料の財源を一般会計繰入金から地方債に振り替える措置として補正予算を計上するものでございます。

次に、議案第9号、令和4年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出総額を843万2,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、公営企業会計移行委託費用と致しまして200万円の追加を計上しております。

これらの歳出に対応するための歳入は、地方債を活用することとしております。

提案説明は以上となりますが、この後、副町長ならびに担当課長に補足説明をさせます。慎重なご審議とともに、適切なご決定を賜りますよう、お願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは私の方からは、議案第1号および第2号の専決処分の承認を求める議案について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第1号の黒潮町税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は2ページからになります。

改正理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律、令和4年法律第1号が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されております。これに伴い、黒潮町税条例においても同様の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の1ページをお開きください。

下線部分が、改正箇所となっております。

初めに、上段の第48条9項の規定は、法律改正に伴う項のずれを反映させるための改正となっております

す。専決前条例の 60 項から 62 項に改正をしております。

中段の第 15 項についても、項のずれを反映させるため、69 項から 71 項へと改正をしております。

1 枚めくっていただきまして、第 73 条の 2 につきましては、固定資産課税台帳の閲覧の手数料に関する規定です。

こちらの改正につきましては、民法等の一部を改正する法律により、不動産登記法が改正をされました。

内容としましては、登記簿に記載をされる事項が新たに追加され、登記所から市町村への登記情報に係る通知事項に、登記名義人の死亡の符号等の追加、また、DV 被害等の住所に代わる事項の記載が追加をされました。

この法改正により、2 ページ上段の第 73 条の 2 を改正するものです。

固定資産課税台帳の文言の後ろに、同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む、の文言を追加をしております。

また、第 73 条の 3 についても同様に、文言追加を行っております。

中段以降の第 10 条の 2 の 2 項以後については、法改正に伴う項のずれによる改正となっております。

1 枚めくっていただきまして、3 ページの上段、6 項目から 16 項、さらに 1 枚めくっていただき、4 ページの上段、17 項および 18 項まで、同様に項のずれを反映させるための改正となっております。

中段の第 10 条の 3 の 9 項につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定です。こちらは、省エネ改修工事等を行った住宅に係る特例の拡充による改正でして、熱損失防止改修の後ろに、等の文言を追加をするものです。

また、カッコ 4 からカッコ 6 についても同様に、改修工事の後ろに、等を文言追加をしております。

11 項につきましても、文言追加をしているものです。

1 枚めくっていただきまして、上段部分についても同様の追加をしております。

中段以降の第 12 条につきましては、宅地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する規定です。こちらは、法改正による固定資産税の負担調整措置になります。

景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の 5 パーセントから 2.5 パーセントにするものです。

議案書の 4 ページにお戻りください。

本改正条例の附則において施行日を定めておりまして、令和 4 年 4 月 1 日からの施行としております。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 2 号の黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 5 ページからになります。

改正理由としましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令、令和 4 年政令第 44 号が令和 4 年 2 月 18 日に公布をされており、4 月 1 日からの施行となっております。また、地方税法施行令の一部改正においても同様の改正が行われ、同じく 4 月 1 日より施行となっております。これに伴い、黒潮町国民健康保険税条例においても同様の改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものです。

主な内容としましては、課税限度額の改正、および保険税の減免対象期間の延長となっております。

それでは、個々の条文につきまして新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の 7 ページをお開きください。

上段の第 2 条第 2 項の規定では、基礎課税額について定めております。専決前条例では 63 万円だったも

のを、65 万円に引き上げるものです。

第 3 項につきましては、後期高齢者支援金等課税額についての規定です。こちら、課税限度額を 19 万円から 20 万円に引き上げるものです。

第 23 条につきましては、国民健康保険税の減額について定めています。こちらにも課税限度額の規定があるため、先ほどのご説明と同様に、基礎課税額を 63 万円から 65 万円に引き上げ、1 枚めくっていただき、上段の後期高齢者支援金等課税額を 19 万円から 20 万円に引き上げる改正となっております。

中段の 6 項につきましては、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について定めております。こちらは法改正により、これまで条で規定していたものが項に規定されることになったことを反映させるものです。

続いて、下段の 18 項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免に関する規定です。

こちらは減免対象期間を延長するもので、令和 4 年度の国民健康保険税についても減額措置ができるよう改正をするものです。

なお、この減額措置に伴う税収の減額部分については、昨年度と同様に、国の財政支援措置が延長されることを確認しております。

議案書の 6 ページにお戻りください。

本改正条例の附則において施行日を定めておりまして、令和 4 年 4 月 1 日からの施行としております。

以上で、第 1 号および第 2 号議案の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 3 号の専決処分の承認を求めることについてにつきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 8 ページからになります。

今回の改正理由としましては、厚生労働省老健局介護保険計画課より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる介護保険の第 1 号保険料の令和 4 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取り扱いについてが通知をされ、財政支援が延長されました。

このことに伴い、黒潮町介護保険条例の改正が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、個々の条文について新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の 10 ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免につきましては、これまでも実施をしており、今回の減免の内容に変更はございません。そのため、令和 4 年度に適用できるよう附則第 9 に規定する減免の期間を令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日に改めるものでございます。

また、令和 4 年 3 月に資格取得した令和 3 年度の介護保険料賦課分につきましても令和 4 年 4 月以降に納期限が到来しますので、当該保険料につきましても、令和 4 年度の財政支援の対象となります。そのため、それぞれに 2 年度を 3 年度、3 年度を 4 年度に改めるものでございます。

議案書の 9 ページにお戻りください。

本改正の附則におきまして、令和 4 年 4 月 1 日からの施行としております。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、議案第4号、黒潮町事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例の制定について、補足説明を致します。議案書は10ページ、11ページとなります。

東日本大震災などの大規模災害時には、復興まちづくり計画を示し、住民との合意形成を図る必要がありますが、被災後の早期策定は困難で、復興事業の着手までには長時間を要します。

地域の復興に時間を要すると、住民や企業は疲弊し、再建する意欲を失い、早期再建のために町を離れ、避難先でそのまま定住する事態を招くなど、町の存続が危うくなります。発災後に町が速やかに復興まちづくりに着手するためには、東日本大震災の復興から学び、事前に計画づくりに取り組む必要があります。

このことを踏まえ、被災前に事前に地域住民と、将来のあるべき町の姿を議論し、発災後の復興を適切かつ迅速、円滑に実施できるよう黒潮町事前復興まちづくり計画の策定に取り組むため、黒潮町事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例を制定するものです。

11ページをご覧ください。

第1条で、黒潮町事前復興まちづくり計画の策定等について審議するために設置することとし、所掌事務につきましては第2条で、委員会は、黒潮町事前復興まちづくり計画に関して審議することとしております。

組織の委員については、第3条第1項で、委員会は委員16人以内をもって組織し、同条第2項で、町長が委嘱し、同条第2項第1号、各種団体の代表者等、同条同項第2号、その他町長が認める者としております。

委員の任期につきましては、第4条第1項で3年とし、再任されることを妨げないこととしております。

また、委員長および副委員長については、第5条第1項で、委員の互選により定めることとしております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、議案第5号、黒潮町人権教育推進計画策定委員会設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は12ページと13ページでございます。

当該条例を制定させていただく理由と致しまして、本年度は、第2期黒潮町人権教育推進計画2020年度、令和2年度から2024年度、令和6年度まででございますが、この中間年と当たりますので、計画の検証および見直しについてご審議いただく必要がございます。そのため、黒潮町人権教育推進計画策定委員会を設置するものです。

それでは、条例案について説明をさせていただきます。13ページをご覧ください。

第1条は、策定委員会の設置目的を記載をしております。

第2条では、策定委員会の所掌事務を3項目掲げております。

第3条では、組織について記載し、策定委員の人数と区分を掲げております。

第4条では、委員の任期は1年として、再任は妨げないと致しました。

第5条は、委員長および副委員長の職務を記載をしております。

第6条は、規則への委任を記載をしております。

以上、議案第5号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第7号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を致します。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算補正第2号は、第1条により、既決の予算に、歳入歳出それぞれ4,711万9,000円を追加し、総額をそれぞれ108億1,257万4,000円とするものでございます。

また、第2条で債務負担行為の変更、第3条で地方債の変更のため、それぞれ補正を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。16ページをお開きください。

まず、6款1項5目、農地費、1,140万円の減額は、農業集落排水事業特別会計において、今年度を実施する公営企業会計移行委託について、当初予算で一般財源での対応としておりましたが、地方財政措置の拡充についての国の通知による対応を協議した結果、財源を地方債の活用とするため、一般会計からの繰入金を減額することにより、一般会計予算では農業集落排水事業特別会計への繰出金が減額となるものでございます。

続いて、7款1項4目、産業推進費、18節負担金補助及び交付金の産業振興推進総合支援事業費補助金65万6,000円の追加は、本事業を活用する事業者に対しまして、木材、鉄筋等資材単価の高騰による事業費の増加に伴う、補助金額の増額を行うためのものでございます。

続いて、10款2項1目、学校管理費、12節委託料の南郷小学校校舎・屋内運動場長寿命化改良工事実施設計委託500万5,000円、14節工事請負費の南郷小学校校舎長寿命化改良工事3,332万円、および17ページ、南郷小学校屋内運動場長寿命化改良工事1,953万8,000円の追加は、当初予算要求時点で不確実でありました国庫補助事業への対応が、このたび国庫補助対象事業として着手できる運びとなりましたので、歳入予算と合わせて計上するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

まず、15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金1,932万6,000円は、歳出事項別明細書でご説明致しました南郷小学校校舎・屋内運動場長寿命化改良工事に係る、経費に対する国庫補助金でございます。

また、同ページ下段および15ページの22款町債、1項町債、8目教育債、2節小学校教育施設債の小学校施設改修事業3,850万円につきましても同事業に充当するため、予算を計上するものでございます。

16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金の産業振興推進総合支援事業費補助金65万6,000円の増額は、支出予算と同額の計上となっております。

19款繰入金の財政調整基金におきまして、歳出事項別明細書でご説明を致しました農業集落排水事業特別会計繰出金の財源振替および収支の調整を行っております。

次に、9ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正をご覧ください。

この債務負担行為の補正は、令和3年度12月補正におきまして議決をいただきました管理型最終処分場整備費負担金につきまして、施設の完成時期を令和6年度末と見込んでおりましたが、その後の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う影響によりまして、施設の完成時期が令和7年8月ごろにな

る見通しとなったため、本議会におきまして、令和6年度までの期間を令和7年度までの期間となるよう、期間の延長を提案するものでございます。

次に、10 ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額を調整し、補正前の限度額9億5,300万円を、補正後は9億9,150万円とするもので、そのほか、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの14ページの22款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡辺健心君）

それでは私の方から、議案第8号、令和4年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は16ページになります。予算書、緑色の予算書をご覧ください。

まず、予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正、および第2条地方債を定めております。

今回の補正につきましては、令和6年度運用に向け、今年度から3カ年計画で実施しております公営企業会計への移行業務について、その財源を一般会計繰入金から地方債に振り替える措置として計上するものでございます。従いまして、歳入歳出の増減はありません。

次に、詳細について説明させていただきます。7ページをお開きください。

歳入の部、4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金を、1,140万円の減額としております。これに伴い、7款町債、1項町債、1目町債を公営企業会計適用事業としまして、同額の1,140万円を増額しております。

次のページ、8ページをお開きください。

歳出の部です。1款農業集落排水費、1項農業集落排水総務費、1目農業集落排水総務費の補正額の財源内訳につきまして、地方債を1,140万円増額し、一般財源を1,140万円の減額としております。

なお、この地方債につきましては公営企業会計適用債で充当率100パーセントであり、普通交付税により元利償還金の一部が措置されることとなっております。

以上になります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは私の方からは、議案第9号、令和4年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。議案書は17ページです。表紙がグレーの予算をお開きください。

予算書にて補足説明を致します。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

本予算につきましては、第1条にて、歳入および歳出予算の総額を、それぞれ843万2,000円と定めるものです。

それでは、詳細につきまして説明させていただきます。8ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

歳出、1款事業費、1項1目、事業費になりますが、公営企業会計移行委託費用としまして200万円を計

上しております。

これにつきましては、令和6年度4月より稼働を予定しております公営企業会計への移行につきまして、システム導入移行委託費を計上するものです。

続きまして、歳出に係る歳入になりますが、7ページにお戻りください。

6款町債、1項1目の町債になりますが、先ほどの委託費予算につきまして、町債として200万円を歳入に計上しております。

これにつきましては、本年4月以降の段階で、公営企業会計適用債が地方財政措置としまして新たに制度化をされたため、先ほどの農業集落排水事業議案での説明と同じく地方債を活用し、今回計上をしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10時 15分

再 開 10時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号、黒潮町事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例の制定についての質疑はありませんか。

濱村君。

5番（濱村美香君）

黒潮町事前復興まちづくり計画とありますけども、この計画についてこの間の全員協議会では、佐賀地区13名の区長等との協議を進めながらという説明がありましたが、黒潮町という名が付いているというこ

とは、今後、大方地区の方も対象に含まれるということでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

ただ今の濱村議員のご質問にお答え致します。

今年度、佐賀地区の方で進めます事前復興まちづくり計画につきましては、本年度を含めまして3年間で策定する予定になっております。

その後、順次、大方の方でも開催し、計画を策定していき、最終的には全てを合わせた黒潮町としての事前復興まちづくり計画ということで取り組みを進めていく、現在の予定となっております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

今の点は理解ができました。ありがとうございます。

もう一つですが、第3条のカッコ1、各種団体の代表者というのがいつも出てくる文言ですけれども、この計画の各種団体の代表者というものにはどのような方々を想定されているか、教えてください。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再度、濱村議員のご質問にお答え致します。

各種団体の代表者は、現在のところ、対象となる佐賀地域の区長さんを想定しております。

議長（小松孝年君）

ほかに。

宮地葉子君。

11 番（宮地葉子君）

今のお答えの方でだいぶ分かったんですけども、濱村議員が言ったように、やっぱり大方地域も発災後の復興計画というのは必要だと思うんですけど、まず佐賀地域から始めるという、その理由とですね。

その、同時進行できないものかなというのが一つの意見なんですけど、そのへんはどうなのでしょう。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮地議員のご質問にお答え致します。

佐賀地域の方で始める理由の一つと致しましては、昨年4月に、佐賀地域の区長さんの方々から要望書が提出されました。

その中には、佐賀地域の今後のまちづくりを含むような要項がたくさんありましたので、佐賀地域の方でまず事前復興計画を策定致しまして、そのノウハウを持ちまして大方地区の方にも展開していく、というようなスケジュールとさせていただいております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

それはよく分かりました。

この事前復興っていうのはですね、最初に黒潮町全体像があって、そのノウハウの下に、個別的にはもう、細かいことは佐賀地域でやっていくけども、全体像としてはやっぱり佐賀だ大方だというんじゃないかってですね、大方も同じように当然被災するわけですから、一日も早いこの復興計画というのは必要だと思うんですけど。

最初は、全体に関係することもここで話し合いはされるんですよね、当然。

それをお聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

事前復興まちづくり計画、これまでにあまり経験したことのない取り組みでございます。

昨年度、高知県が事前復興まちづくり計画策定指針というのをまとめてくれました。そういうものを参考にしながら進めていくわけでございますけれど、進め方としては、宮地議員がおっしゃられたように黒潮町全体から大きく構えて進める方法もあろうかと思います。

ところが、広く広げるとマンパワー的に対応できるのかという問題とか、それから、あまりにも広げると、最初から広げると、具体的な取り組みがどこまで詰めれるかいろんな不安がございましたし、まず最初は県の指針を参考にしながら、地域から要望が出ておりました佐賀地域をまずモデル的に実施して、そして、先ほど課長が申しましたように、そのノウハウを持って全体に広げていく。そういう手法を、今回は選択させていただきました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

山本君。

6 番（山本久夫君）

この委員会ですけど、設置する。

この委員会を、まあ言うたら運営を支援するために業務委託をするようになっちゅうんですが、その業務委託が今日の5時が締め切りで。

プロポーザルで業務委託を募集してると思うんですけど、その内容はともかく、その入札自体も不調になるということは、現在のところないですかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山本議員のご質問にお答え致します。

現在、プロポーザルの広告を致しておりまして、5月31日が参加意思表示となっております、その時点では6社の方から参加致しますということで、お返事いただきました。

その後、本日10日が企画提案書の提出、それから辞退届の提出の締め切りとなっております。

現在は、1社から辞退の届けが既に出ておりますので、企画提案書、残り5社から本日の5時までに頂

ければ、プロポーザルの方は実施できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに。

中島君。

1 番（中島一郎君）

組織の在り方について、お聞きを致します。

先ほど、同僚議員からも説明がありましたが、課長の答弁の中で、各種団体の代表者等は部落の区長さん。佐賀地区の区長さんが 12 名、そして、鈴の区長さんをはめて 13 名ですね。そのことが確認できたがですけれども。

そしたら、その他の町長が必要と認める者、これもあと 3 人しかできないがですよね。合計で 16 人です。

このへんが若干、一番重要な部分のこの計画設定する委員会において、固定化された方も大事ですけれどももっと幅広い意見を聞くということが、私はもっと大事に思うところがあるわけです。

そしたら、3 名の方でいいのかなというような感覚を持ったわけですけど。

そのあたり、なかなか難しいことかも分かりませんが、考え方をひとつお願い致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

中島議員のご質問にお答え致します。

策定委員会の方は 16 名とさせていただいておりますが、規則を定めまして、作業部会の方を設置するように致しております。

そちらの作業部会の方には、規則の中で、委員の中から委員長が指名される方、それから当該計画地域から推薦された者、それから町の職員等々が委員となり作業部会を実施し、そこで地域の住民の方々のご意見等を取りまとめ、案を作り、策定委員会の方で審議していただくというような作業を致しておりますので、たくさんの方の多くの意見は取り入れたものとなるものと考えております。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

浅野君。

3 番（浅野修一君）

自分の方の聞き漏れかもしれませんが、先ほど宮地議員の質問の関連なのですが。

今年度から 3 年間でこの委員会の方、区切っていくかやるようながですけど、3 年間は佐賀の方でその計画を立てると。それ以降でないと大方地区はしないという意味ですか。大方地区の検討するのは 4 年目から、という意味ですか。

その確認だけお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の質問にお答え致します。

現在の予定では、3年間をかけて佐賀地域の事前復興まちづくり計画を策定することとしております。

先ほどもお答えしましたとおり、3年をかけて、そのノウハウを持ってほかの地域にも展開していきたいというふうには考えておりますが、事業の進捗（しんちよく）具合等によっては、またその我々が蓄積したことにより前倒しができるかどうかも含めて、2年目、3年目以降にそのへんのことも検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

例えばですけど、津波で浸水想定地区ですね、その部分を先行させてっていうふうな考えはないものですかね。

大方地区でも佐賀地区でも、そういった想定の部分はあると思うんで、そういった考えはございませんか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、浅野議員のご質問にお答えしたいと思います。

当初、全体的にやる方法、幾つかあると思いますけれど、やはり初めての取り組みでございます。他の自治体でもなかなかない取り組みであって、県の指針そのものも昨年度できたばかりでございます。

そういう中で、あまり全地域的に広げてやるときに、果たして職員のマンパワー、そしてコンサルに頼むときもコンサルの対応、かなり高額になる見込みもありますので。そういう現実的なことを考えて、手法として佐賀地区で3年間、モデル的にまず先行してやっていくと。

そして、そのノウハウを持って全町的にやるいうふうに考えておりますので、黒潮町全体の浸水区域40地区に広がるわけでございますけど、そういうところは一遍にやるのは少し困難かと思ひまして、今回のような方法を取らせていただいております。

ちなみに、黒潮町の地震・津波防災の基本的な考え方、これは平成12年5月に作っておりますけれど、目標年次が2035年でございます。現在、ちょうど中間ぐらい。中間前にきておるわけでございますけれど、まだそういう時期の計画でございますので、現在のところは、今、課長が提案させていただきました方法でやらせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

3回目ですかね。

今、浅野議員と、それから中島議員のに関連しますけども。

町長の言いようことも分かりますけど、やっぱりまちづくり全体ですので、やっぱり佐賀、大方って、詳細は佐賀だけでいくかもしれないですけど、復興のまちづくりといたら全体を見ていかなきゃならないと思うんですね。それが大方は4年後とか、何年後になるか分からない。もうちょっと早くなるかも分からないという話でしたが。

この、中島議員が言ったように16名の中にですね、やっぱり全体を見るノウハウを受け継いでいくには大方地域の方もこの中、16名か増やすかどうか分かりませんが、その中へ入るという考えはないでしょうか。できればそういうことをさせてもらった方が、私は全体的な視野も入っていいんじゃないかなと思うんですが。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

委員の任期が3年としております。大体3年で佐賀を仕上げて、そして委員の交代も出てくると思います。そういう対応をしながらですね、あまり委員を最初から増やしていくとやはり、先ほど申しましたようにいろんな形で、事務の運営について非常に広がり過ぎていくんじゃないかというふうな危惧（きぐ）もありましたので。

ただ、オブザーバー的な意見は専門家からも、全体的な地域の、特に若い層からも意見は聞けるような対応はしていきたいと思っております。審議する運営委員そのものは、今、ご提案させていただく人数でスタートして、そして一定の任期が来ると交代していくというふうな形を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

濱村君。

5 番（濱村美香君）

何度もすみません、しつこいようですけども。

全体の町の計画であれば、佐賀地区だけの代表者13名の区長ということではなくて、先ほど宮地議員が言ったように、こちらにはその委員には両方の地区から区長がそれぞれ、全員ではないにしても入るようにして、そこから作業部会の方で具体的に、地区ごとの事情等もあると思いますし、各種世代等も含めて、高齢者だけでなく若者だけでなく、各種世代メンバーが含まれることが理想的だと思うんですけど。

その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、濱村議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

作業部会というのを設けるようになっているんですけど、その部会についてはまだ、詳細は規則の中で決めておるわけでございますけれど。

さまざまな形で全町的な意見、特に若い人、実は情報防災課で片田先生のご指導も受けながら、ネクストステージという会議をしております。そういう所も通じて、事前復興に対する町の若い人のご意見、そういうことを聞きながら、そういう意見をオブザーバー的な意見として取り上げていくという手法も、手法の中には繰り入れていくつもりでございます。

そして、先ほど申し忘れましたけど、最終的には佐賀の事前復興まちづくり計画、そしてその延長に大

方地域の事前復興まちづくり計画、最終的には黒潮町のマスタープランというまちづくり全体の計画でまとめていくよう、方向を考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この6条の、必要な事項は規則で定めるとありますが、規則はこれもう作っちゃうと思うんですので、出してもらいたいですね。

というのはね、大変国、県、町を挙げてやりゆう大変大きな問題で、テレビなんか見よってもですね、東日本の地震から言うとか違いに大きいということが言われておる。その発生確率も、また10ポイント上がりましたね。それだけ大きなことに取り掛かるときに、これ、この条例に合わせて規則をね、出さないいけませんよ。

で、必要な事項というものが分からない。だから、先ほどから言う質問が出てくるわけね。同僚議員の質問があるのはそういうこと。

それから、このね、この前も言ったけど地方自治法の122条、これではよね、説明書を提出しなければならないになっちゃうがやきね、町長。これ前からずうっと言いゆうけんどもね、これ改善してくれんのよね。だから、みんなが分かりにくい。帰って、これテレビで話すもんで、帰って住民に聞かれたときに困る。説明ができません。

だから、ここの122条はちゃんと読んで、議会、議事に臨んでもらわな困ります。

それからあと、ちょっとこれは気を付けてほしいのは、課長が言いよったけどさっき、我々言うた。この選挙で選ばれた町長と、選挙で選ばれた議会議員が、この会議を行うこの議会の中においてよね、説明者である課長が我々と言うたけど、それはどういうことですかね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

地方自治法122条のことはよく矢野議員からも指摘されておりまして、規則につきましては後ほど、議員の皆さまにお配りさせていただきたいと思います。

資料につきましては、できるだけ全員協議会も通じてお示しさせていただきますけれど、どこまでの範囲が適切かちょっと。多くなり過ぎててもまたいかがなものかと思っておりますので、そのことにつきましてはまた事務局と詰めさせていただきたいと思います。

先ほど課長が言うたのは、課長、まだ初めての議会でございますので、言葉の中では少し足らなかったかもしれません。その部分はおわび申し上げます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号、黒潮町人権教育推進計画策定委員会設置条例の制定についての質疑はありませんか。

中島君。

1 番（中島一郎君）

私の認識が間違っているかも知れませんが、第6条、この委任。この条例に定める者のほか、委員会に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるといふ、教育委員会規則で定める。この部分ですけれども。

これ、教育委員会が定めることができるのは規程ではないかと思うがですけど。この部分をちょっと、私の認識が間違っているかも知れませんが、その点をひとつ教えてください。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、中島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第6条に、教育委員会規則で定めるといふに明示をしております。通常、町長部局の事務でしたら、規則という形の部分で定めるといふことで書き切りますけども、どこが定めるかを明示するために、教育委員会の事務であるといふことを明示するために教育委員会規則という形の部分で掲載をさせていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

中島君。

1 番（中島一郎君）

質問の仕方がちょっと悪かったかも知れませんが。

条例は行政の中にあるわけですね。そこから考えて、ちょっと流れ的におかしいと思うがですけど。

行政サイドの方から、そこらあたりの見解をお願い致します。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 10 時 54 分

再 開 10 時 55 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、中島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会でも規則は制定できます。それで、教育委員会規程だけということではなくて教育委員会規則ということで、条例は町長の方で提案をさせていただきますが、規則の方は教育委員会の方でも制定をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第7号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

宮地君。

11 番 (宮地葉子君)

すみません、16 ページ、17 ページ、17 も入っちゃうね。

10 款の教育費の所ですけど、南郷小学校の点について予算が上がっております。

具体的に、どういう理由でどういう工事をするっていう説明はなかったと思うんですが、これだけ大きな予算ですので、子どもたちにいい教育環境を整えるというのは大変ありがたいことですが、その内容を説明していただきたいと思います。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは宮地議員の、どういう内容でこの予算を計上したのかということの部分について、お答えをさせていただきます。

南郷小学校校舎、そして南郷小学校の屋内運動場と書いていますが、これは体育館のことです。それぞれ長寿命化計画を立てておりまして、それに基づきまして南郷小学校の校舎と、それから体育館の方の屋根と壁がすごくひび割れておったり、それからさびが生じておったりしまして、それで雨漏りが生じておるような形になっております。

具体的に申しますと、校舎の方につきましては、今、スレートの瓦を全面に敷いております。その瓦はもともとオレンジ色の塗装がされておりましたが、それが全てもう劣化しておりまして、スレートのその素地が出ておるような状態になっております。

従いまして、普通の雨水でしたら何とかしのげますが、台風とか集中豪雨のように非常に厳しい降雨になりましたら、3 階部分に雨漏りが生じておるというふうな状態になっております。

それと、ほかにも外壁につきましてもひび割れが発生しておりまして、横殴りの雨が来たときには、そこからまた染み込んでおるような状態でございます。

体育館につきましては、この体育館の屋根が特にひどく錆びておりまして、カラー鉄板で今屋根をやっておりますが、赤い色の塗装で塗っておりますが、それがもう退色致しまして一部錆びが生じております。そういうことで、体育館の角の方には染みが、雨水が浸入しまして、壁も落ちかけておるような状態になっております。

そういうことで、これ以上放置しますと体育館での子どもたちの授業に支障が出ますので、長寿命化計画に基づきまして、要望のために体育館屋根と、そして壁につきまして防水工事を施工するものでございます。

概略は以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮地君。

11 番 (宮地葉子君)

大体分かりました。

それで、確認といいますか聞きたいのと、もう一点あります。

その工事の中に、耐震はもうどういうふうになってるかということと、プールも前に触ってたように思うんですけど、それらがどういうふうになるのかなという。この工事に多分入ってないと思うんですが、そういうことの確認です。

もう一点ですね、学校の長寿命化計画、改良計画か、これで上川口小学校のトイレをこの事業で含めてやりますっていう答弁が前にあったと思うんですけども。この計画でなくてもいいんですが、多分私はそういうふうに記憶してるんですが。

(議長から、「宮地君、それは、今の議案とは関係ない」との発言あり)

分かりました。

そしたら、プールと、その耐震化の方をお尋ねします。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

耐震と、それからプールの改修についてでございますが。

耐震の方は、南郷小学校は平成2年に校舎が建てられまして、体育館は昭和60年に建てられておりますので新基準で設計されておりますので、耐震の基準はそれでクリアをしておるということで判断をしております。

あと、それからプールの方につきましては、特に今のところ漏水というところの部分が若干ありますが、随時塗り替えを各学校ごとに行っております。

そういうことで、今年は既に三浦小学校と、それから入野小学校の方、プールの防水の施工をさせてもらっております。一遍にはできませんので、順次取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

ほかに質疑はありませんか。

浅野君。

3 番 (浅野修一君)

時間取って申し訳ないですが。

南郷小学校、長寿命化ということで、これ前から学校の方からも要望あったと思うんですが、着工と完成の予定、分かれば教えてください。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは浅野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今議会でご予算をご承認いただきました後に、7 月の入札の方に工事実施設計、そして管理の方の入札に掛けさせていただきたいというふうに考えております。

約、その実施設計が2カ月ほど要するものだと思っておりますので、その実施設計の設計書が出来上がるのが9月の末ごろということになります。

従いまして、10 月に今度本体の工事を入札掛けたいと思いますので、実質的には着工が11 月以降。そ

れで約4カ月を見ておりますので、2月末には新しい壁、屋根となった南郷小学校になると思います。

3月の卒業式にはきれいな校舎で迎えられるように、頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

再度質問しますが。

工事になると、授業の方がちょっと心配になるわけですが、そういったことの対応といいますか。どこか別でやるとか、そういう計画とかはないものですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは浅野議員のご質問にお答えさせていただきます。

その騒音とか振動が一番のネックといいますか課題となっております、これからまた入札にかけて、コンサルタントが決まりましたらそちらの方と十分協議をしていく予定としておりますが。

今、想定されるのは、振動をできるだけ短い期間で行うということで考えております。で、校舎なんかのひびなんかはずっときれいにピッキングをして、それでそこへシリコンなどを注入するという形の作業になります。そのときに、発する振動が出てきたり音が出てきます。それを集中させて、例えば土曜、日曜にその作業をして、それを1週間分が必要であるとするならば、1カ月のうちで5回に分けてやることか。

また、それと、コンプレッサーなどを使って吹き付けをすると、その音なんかも非常に騒音となって出てくると思います。従いまして、手塗りのはけで全てやるとかですね、そういう方法も検討の中に入ってくると思います。

できるだけ子どもたちの学習する環境に支障が出ないような方法で、工法を考えたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号、令和4年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号、令和4年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第1号から議案第5号まで、および議案第7号から議案第9号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 11時 07分